

瑞穂町行政改革推進プラン

令和8年10月 瑞穂町

目次

I はじめに		3
II 瑞穂町の現状	1 人口の推移	4
	2 財政状況の推移	5
	3 公共施設における将来の更新等費用	8
III 行政改革の これまでの成果	1 成果及び取組	9
	2 第6次行政改革の総括について	11
	3 歳入効果額	11
IV プランの進め方	1 基本的な考え方	12
	2 期間	12
	3 プランの位置付け	13
	4 具体的な推進体制	14
V 基本方針と 具体的な取組	基本方針1 より質の高い行政サービスの提供	17
	基本方針2 効果的・効率的な行政運営	19
	基本方針3 将来にわたり持続可能な行財政運営	21
	瑞穂町行政改革推進プラン個別項目一覧	23
SDGsと行政改革推進プランとの関係		34

I はじめに

町では、昭和61年から6次にわたり、行政改革大綱を策定し、行財政活動の健全性の維持と効率化に始まり、行政と住民の協働を基本とした施策の展開、さらには、新しい行政課題に対応できるようにプロジェクトチーム・ワーキンググループの活用、ICT※¹化や多様な任用形態を推進し、行政課題の解決に向けて取り組んできました。

一方で、人口減少、超少子高齢社会における社会保障経費の増大、公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替え、激甚化、頻発化が進む自然災害への備え、多摩都市モノレールの延伸に伴う新たなまちづくり、それにあわせた社会基盤整備など、様々な財政需要に対応する必要があります。そのためには、コスト抑制はもちろんのこと、限りある資源を有効に活用し、これまで以上に組織横断的な業務の推進や事業間の連携を図っていくことが必要となります。

また、私たちを取り巻く社会は加速度的に変化し、住民の生活や私たちの業務のあり方に大きな変化をもたらしています。引き続きDX※²を推進し、質の高いサービスの提供や業務の効率化が必要不可欠となっています。

このような背景の中、長期総合計画をはじめ、各計画や方針の推進を支えるため、また、改革の必要性を職員一人一人が再認識するため、名称を「瑞穂町行政改革推進プラン」（以下「プラン」といいます。）として策定しました。引き続き行政改革を進め、多様な主体による協働のもと、第5次長期総合計画後期基本計画に掲げる将来都市像の実現に向け組織一丸となって取り組んでいきます。

※1 Information & Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略。情報や通信に関する技術の総称

※2 Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。デジタル技術が人間の生活のあらゆる面に引き起こす変化全般を表す。自治体におけるDXとは、デジタル技術を活用して行政サービスを変革することを指す。

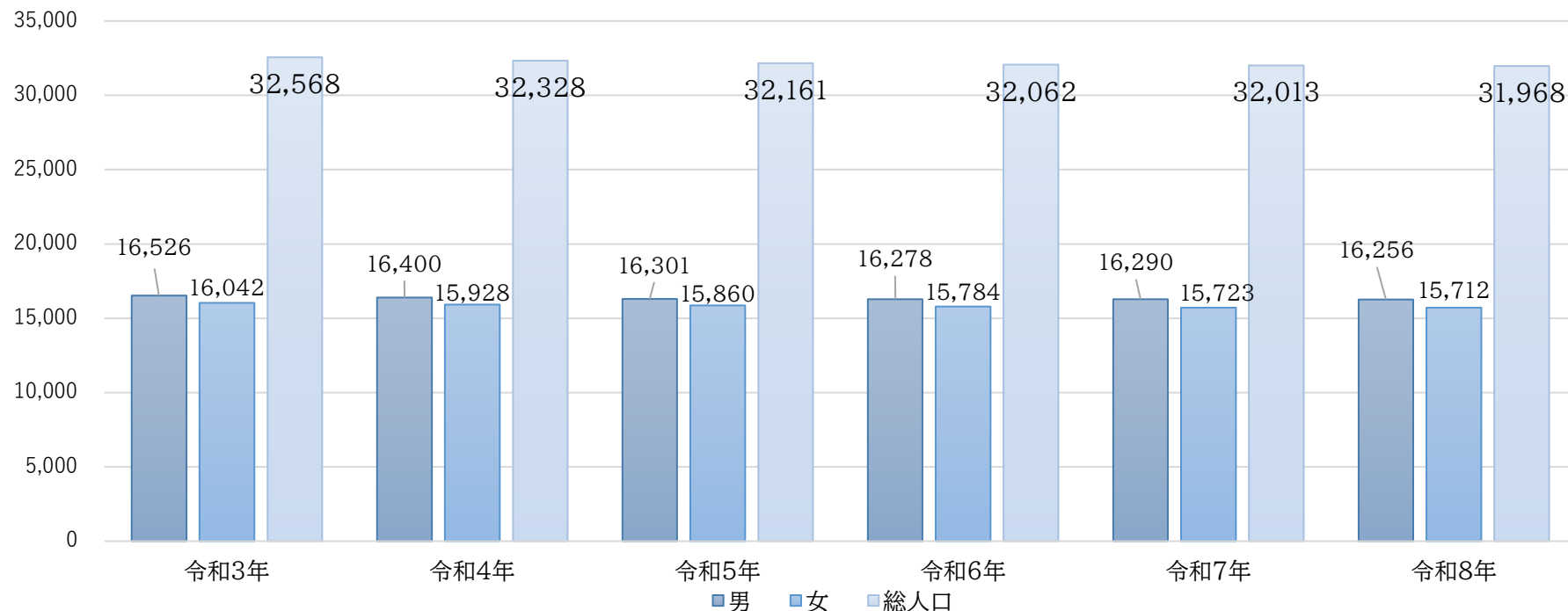
Ⅱ 瑞穂町の現状

1 人口の推移

町の人口は、住民基本台帳によると2013（平成25）年の約33,900人をピークに2015（平成27）年まではおおむね横ばい傾向にあり、それ以降は、微減傾向となっています。

今後、自然減少が想定される一方で、子育て支援策の充実や土地区画整理事業等の都市基盤整備事業をはじめ多摩都市モノレール※³の箱根ヶ崎方面延伸の機会を捉え、転入人口を誘導する積極的な取組が必要となります。

【瑞穂町の総人口】 （単位：人/各年1月1日現在）



出典：「瑞穂町の人口と世帯数の履歴」
町HPより作成

※³ 多摩地域の南北交通を担う基幹公共交通のこと。東大和市の上北台駅から多摩市の多摩センター駅まで（約16km）を結んでいる。現在、東京都は、箱根ヶ崎方面への延伸を進めており、2030年代半ばの開業を目指している。

Ⅱ 瑞穂町の現状

2 財政状況の推移①

町の歳出決算額は、庁舎建設に伴い、令和2年には180億円を超えたものの、その後は150億円台で推移してきました。人件費の上昇や物価高騰の影響により、今後の歳出決算額は増加していく傾向にあるものと見込みます。歳出決算額に対する義務的経費比率※4は、50%を下回っていますが、少子高齢化の進行による社会保障費や人件費の増加に伴い、その比率は年々増加していくと予想されます。

【義務的経費※5の推移】

(単位:億円、%)

年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
歳出決算額	159	152	151	163	172
義務的経費合計	63	63	66	70	72
義務的経費比率	39.6	41.4	43.7	42.9	41.9

出典:「決算報告(全体)」町HP等より作成

※4 義務的経費が歳出総額に占める割合

※5 地方自治体の経費のうち、その支出が法令や性質により義務付けられており、任意に削減することが困難な経費のこと。人件費、扶助費、公債費が該当

Ⅱ 瑞穂町の現状

2 財政状況の推移②

義務的経費の増加により、地方自治体の財政構造の弾力性を示す指標である経常収支比率※⁶が年々上昇し、財政の硬直化が進んでいます。

公債費負担比率※⁷は、地方公共団体の一般財源総額に占める公債費の割合のことで、公債費が一般財源の使途の自由度をどの程度制約しているかを示す指標となります。近年は、駅西土地地区画整理事業における地方債の償還により微増傾向にありますが、目安となる警戒ラインの15%、危険ラインの20%を大きく下回っています。

【財政状況を表す指標の推移】

(単位:%)

区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
経常収支比率	85.2	90.1	92.2	94.0	93.0
財政力指数※ ⁸	0.970	0.992	1.014	0.995	1.017
公債費負担比率	5.1	5.6	5.9	5.8	5.2

出典:「事務報告書」等より作成

※⁶ 毎年の経常的な収入に対し、財政構造の弾力性を判断する比率として用いられ、人件費や公債費など決まった支出に占める割合

※⁷ 地方税や地方交付税などの一般財源のうち、公債費(借入金の返済金)の支払にあてられた割合

※⁸ 町の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値

Ⅱ 瑞穂町の現状

2 財政状況の推移③

令和7年度決算における瑞穂町の健全化判断比率※⁹は下表のとおり、全ての指標で早期健全化基準※¹⁰を大きく下回っています。補助金などの確保により、地方債の発行を極力抑制しながら施設整備を行ってきた結果、健全な状況を維持しています。しかしながら、今後の多摩都市モノレール延伸に併せた沿線のまちづくり、公共施設の老朽化への対応などを考慮すると、地方債の活用を検討する必要があります。

町の財政健全性を維持するためには、より一層の行財政改革を徹底し、堅実な行財政運営を行う必要があります。

【健全化判断比率の状況について】

(単位:%)

指 標	瑞穂町	早期健全化基準	財政再生基準※ ¹¹
①実質赤字比率	—	13.72	20.0
②連結実質赤字比率	—	18.72	30.0
③実質公債費比率	2.1	25.0	35.0
④将来負担比率	—	350.0	—

出典:「事務報告書」等より作成

※⁹ 自治体の財政状況の健全度を判断するための4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)の総称。なお、本表中、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率及び③将来負担比率は、マイナス数値のため、「—」表示としている。

※¹⁰ 4つの健全化判断比率(本表①から④まで)のうち、一つでも早期健全化基準を超えると「財政健全化計画」を定め、議会の承認を得たのち、財政健全化に向け努力しなければならない。

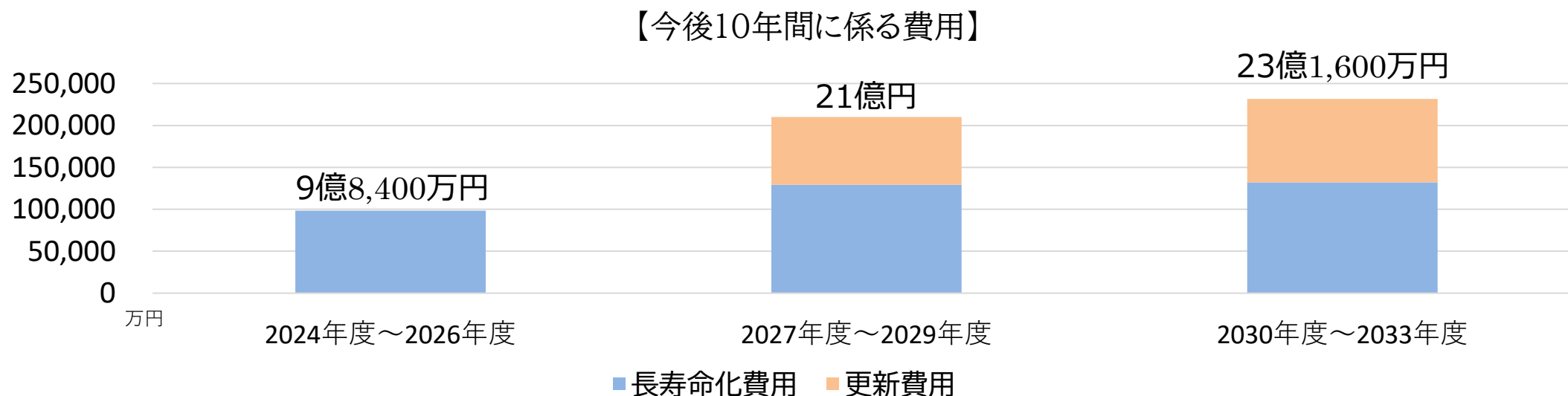
※¹¹ 健全化段階より悪化した状態で、将来負担比率以外の負担比率のうち一つでも財政再生基準を超えると「財政再生計画」を定め、議会の承認を得たのち、総務大臣に報告し、財政再生に取り組まなければならない。

Ⅱ 瑞穂町の現状

3 公共施設における将来の更新等費用

町では、高度経済成長期の昭和40年代から50年代までにかけて、人口の急増にあわせ学校や地域の地区会館等を集中的に整備してきました。大規模改修や建替え等の更新を検討する時期を迎えていますが、すべてを従来と同規模で新たに建替えた場合、その費用は膨大な額となることが予測されます。

少子高齢化の進行等により、生産年齢人口が減少していく中で、利用者の安全性を確保しながら施設の効率的な維持管理等を行い、持続可能な行財政運営に向けて公共施設マネジメント※12を推進していくために「瑞穂町公共施設等総合管理計画」その他個別の施設計画を着実に推進し、住民サービスの向上やコスト削減を図る必要があります。



出典:「瑞穂町公共施設個別施設計画」(令和6年3月策定)より抜粋

※12 自治体などが保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み

Ⅲ 行政改革のこれまでの成果

1 成果及び取組①

町における行政改革の推進については、昭和61年1月に第1次大綱の策定以降、平成9年4月、平成17年10月、平成23年4月、平成28年4月、令和3年4月にそれぞれ大綱を策定し、数々の行政課題の解決に向け取り組んできました。

- ・ **第1次行政改革大綱【昭和61年～】**
行財政活動の健全性の維持と効率化を推進
- ・ **第2次行政改革大綱【平成9年4月～】**
行政と住民の協働を推進、実施細目Ⅰ、Ⅱ及びⅢを策定
- ・ **第3次行政改革大綱【平成17年10月～】**
住民と行政との協働を推進、実施細目及び実施細目Ⅱを策定
- ・ **第4次行政改革大綱【平成23年4月～】**
協働のまちづくりを推進、実施細目及び実施細目Ⅱを策定
- ・ **第5次行政改革大綱【平成28年4月～】**
ICT化や多様な任用形態を推進、実施細目を策定
- ・ **第6次行政改革大綱【令和3年4月～】**
DXを推進、PPP/PFI※13導入ガイドラインを改定、実施細目を策定

※13 Public Private Partnership/Private Finance Initiative(パブリック・プライベート・パートナーシップ/プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る手法のこと。

Ⅲ 行政改革のこれまでの成果

1 成果及び取組②

○第6次行政改革大綱 協働とデジタルによる“行政経営改革”の実現へ

基本理念1 協働の推進、自立したまちづくり

- 協働の窓口(みずほマッチング)の開始
- 包括連携協定の推進(生命保険会社、信用金庫、大学等)
- SNSなど多様な媒体、観光PR動画などを活用した観光プロモーションの推進
- 「書かない窓口」の本格運用を開始、対象手続きの拡大(死亡届の提出に起因する約70の業務手続)

基本理念2 行政評価システムの効果的運用と機能的な組織・人事管理

- 組織改編の実施(協働推進部、協働推進課、デジタル推進課、交通政策モノレール推進課等の設置)
- 引き続き危機管理官の配置をはじめ、国や東京都との人事交流の実施
- 行政評価委員会委員による外部評価の実施
- 職員一人一人の意識啓発を目的に町独自の研修を実施

基本理念3 効率的・効果的な行政運営の追求と持続可能な財政基盤の形成

- 多摩都市モノレール車体への「まちの魅力」ラッピング事業でクラウドファンディング※¹⁴の実施
- PPP/PFI導入ガイドラインの策定
- 公共施設個別施設計画の策定
- ふるさと納税制度を活用した税外収入※¹⁵の確保その他町の魅力発信、知名度の向上など

※14 インターネットを介して、不特定多数の人からプロジェクトの趣旨に賛同する資金を募る仕組み

※15 租税及び公債発行収入金以外の収入のこと。ふるさと納税制度や命名権(ネーミングライツ)の販売・貸与等がある。

Ⅲ 行政改革のこれまでの成果

2 第6次行政改革の総括について

第6次行政改革大綱実施細目の進捗状況については、令和7年度末時点では次のとおりです。

(1) 令和7年度までの計画期間のうち令和7年度の進捗状況

5	目標を達成	0項目
4	着手しているが引き続き進めることが必要	18項目
3	事業等に具体的に着手、事業方針(手法)を決定	1項目
2	具体化に向けて内容を検討	2項目
1	未検討	0項目
合計		21項目

【行政改革推進分科会からの意見】

マイナンバーカードの受け取り予約がオンラインで可能となり、大変便利である。ただ、受取可能時間が限られており、働いている住民も受付しやすい時間に対応していただけると有難い。

(2) 令和7年度(単年度)の目標に対する効果(成果)

A	想定した以上に高い行政改革(成果)が得られた	0項目
B	一定の効果(成果)が得られた	15項目
C	多少の効果(成果)が得られた	4項目
D	想定を下回った効果(成果)だった	1項目
E	成果が得られなかった(成果がまだでていない)	1項目
合計		21項目

【行政改革推進分科会からの意見】

どのライフステージでもワーク・ライフ・バランス※16は重要と感じていると同時に、多くの女性職員が上の役職に進んでいけるような環境を整えて欲しい。

3 歳入効果額

約36億円（国や都からの補助金収入、未利用普通財産の売却収入等の合計額）※令和3年度から7年度までの合計

※16 「仕事」と「生活(家事・子育て・介護・地域の活動、趣味など)」を、個人が希望するバランスで「両方とも充実させている状態」のこと。

IV プランの進め方

1 基本的な考え方

効果的・効率的な行政運営による持続可能なまちづくりを目指すため、社会の変化に対応した戦略的な行政運営を行うとともに、限られた資源を効果的に活用することで、質の高い住民サービスを提供できるよう、時代に即した行政改革を進めます。

2 期間

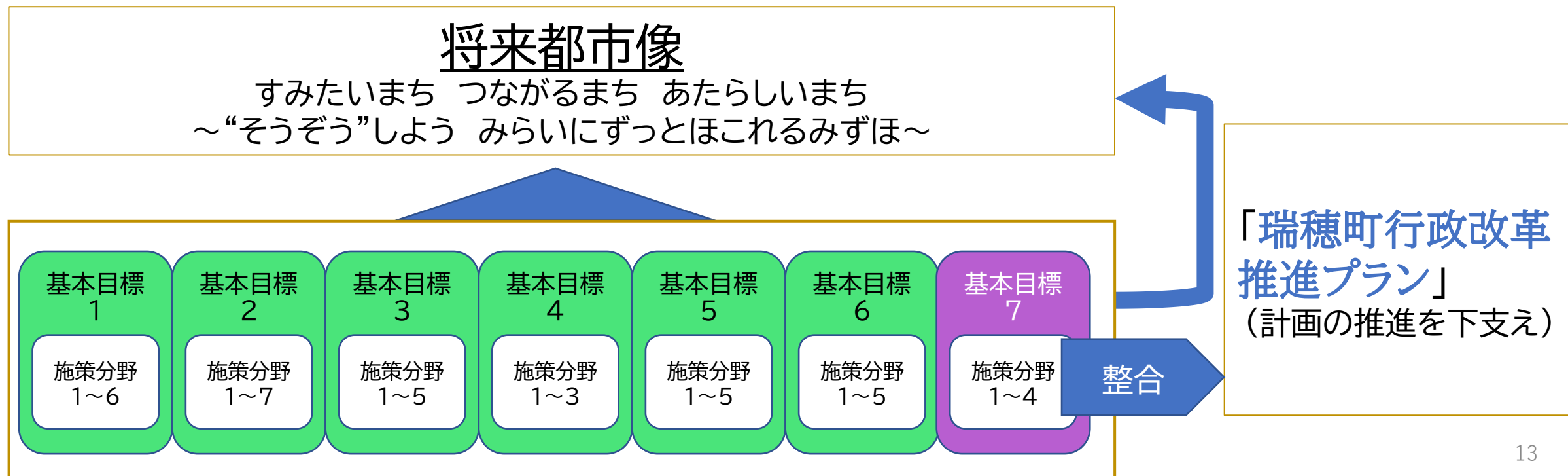
目標年次は、第5次瑞穂町長期総合計画の最終年度である、令和12年度末とします。

R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第6次行政改革大綱					行政改革推進プラン(第7次大綱)				
第5次長期総合計画									
前期計画基本計画					後期計画基本計画				

IV プランの進め方

3 プランの位置付け

- 第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画では、基本構想に掲げた将来都市像の実現のため、基本目標7「総合計画の実現に向けて」として計画を推進させるための目標を掲げました。
- プランに掲げる取組は、町の各種計画や方針に基づく取組を補完し、ひいては第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画の推進を下支えします。



IV プランの進め方

4 具体的な推進体制

①行政改革推進本部会議

プランに位置付けた取組事業の進捗状況を点検・評価し、目標達成に向けて適切な進行管理を行います。

②行政評価委員会 行政改革推進分科会

住民の視点からプランに位置付けた取組事業の進捗状況について意見を交わします。町は、進捗状況を定期的に報告することで透明性を確保するとともに、協働に必要な情報を提供します。

③計画所管部局・関係部局・職員

部局間の横断的な連携を図りながら、プランに位置付けた取組事業を推進します。

V 基本方針と具体的な取組

● 基本方針と具体的な取組

基本方針 1 より質の高い行政サービスの提供

担当課(局・館)

1	協働施策の展開等	
1-1	協働施策の展開等	全課(局・館)
1-2	包括連携協定事業の推進・拡充	全課(局・館)
2	住民の声を反映する機会と情報発信力の強化	
2-1	住民の参加・参画機会の充実	デジタル推進課、関係各課
2-2	多様な手段による情報発信力の強化	デジタル推進課、産業経済課、関係各課
3	民間活力活用の推進	
3-1	民間活力の活用	全課(局・館)

基本方針 2 効果的・効率的な行政運営

担当課(局・館)

4	機能的な組織の整備	
4-1	機能的な組織づくり	総務課、デジタル推進課
4-2	職員研修の充実とデジタル人材の育成	総務課、デジタル推進課、関係各課

V 基本方針と具体的な取組

5	DXによる経営改革	
5-1	行政手続・窓口サービスの利便性向上	デジタル推進課、住民課、税務課、福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課、会計課
5-2	AI等の利活用	全課(局・館)
5-3	既存業務や業務フローの見直し	全課(局・館)
5-4	マイナンバーカードの利活用促進	関係各課
6	広域行政等の推進等	
6-1	広域行政の推進と新たな連携の検討	企画政策課、関係各課

基本方針 3 将来にわたり持続可能な行財政運営

担当課(局・館)

7	公共施設マネジメントの推進	
7-1	公共施設の計画的な管理と集約化等の検討・推進	企画政策課、関係各課
7-2	施設使用料の見直し	企画政策課、関係各課
8	安定した財源の確保	
8-1	手数料の見直し	企画政策課、関係各課
8-2	新たな財源の確保	全課(局・館)
8-3	国や都などの補助金獲得	全課(局・館)
9	事務事業の見直し	
9-1	成果を重視した事業実施	全課(局・館)

V 基本方針と具体的な取組

基本方針 I より質の高い行政サービスの提供

●総合計画の位置付け

基本目標7 施策分野1 1)協働型社会の推進 3)住民の声を反映する行政運営
施策分野4 3)PPP/PFI の活用、導入するための調査および研究

●関連計画・方針等

協働事業ガイドライン、コミュニティ振興計画、瑞穂町における社会貢献活動団体との協働に関する指針、生涯学習推進計画、審議会等の設置及び運営に関する指針、PPP/PFI導入ガイドライン

1 協働施策の展開等

① 個人のみならず企業や各種活動団体も含めた多様な担い手が当事者意識を持ち、地域が抱える課題の解決という共通の目標の達成に向けて、「瑞穂町協働宣言※17」と瑞穂町協働事業ガイドライン※18を踏まえ、住民や団体等と町がそれぞれ対等な関係で互いに連携しながら問題や課題の解決を図るための協働による施策を展開します。

※17 多くの方が協働を理解し、協働を始める際に活用できるよう、協働の仕組みや進め方をわかりやすく説明した指針(平成30年10月策定)

※18 町にかかわる多くの方が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための一つの道しるべのこと。(平成26年10月策定)

V 基本方針と具体的な取組

基本方針 I より質の高い行政サービスの提供

2 住民の声を反映する機会と情報発信力の強化

- ① より細やかな住民ニーズを行政運営に反映させるため、住民から多くの意見を募り、誰もが行政運営に参加・参画できる機会の提供、手法の拡充を促進することで、住民の声を市政に反映します。
- ② 住民にとって分かりやすい形で行政情報を提供し、市政の透明性を確保するとともに、多様な媒体による積極的な情報発信を行うことで住民の関心と理解を高め、行政に対する住民満足度を向上させます。

3 民間活力活用推進

- ① 事務事業をより効率的かつ効果的に行うために、民間委託をはじめ、協定に基づく包括連携※19事業の展開により、事業の性質に応じ民間の優れたノウハウやサービスを最大限に活用します。
- ② PPP/PFI導入ガイドラインを踏まえ、多摩都市モノレール箱根ヶ崎方面延伸を見据えたPPP/PFI活用の検討を推進し、創意工夫と財政資金の効率的使用を踏まえた公共サービスを研究します。

※19 自治体が民間企業や大学などと、特定の分野に限定せず、防災、福祉、環境、地域振興など多角的な分野において相互に協力し合う連携体制。お互いのノウハウや資源を生かし、複雑化する地域課題の解決や住民サービスの向上を包括的(総合的)に進めることを目的としている。

V 基本方針と具体的な取組

基本方針 2 効果的・効率的な行政運営

●総合計画の位置付け

基本目標7 施策分野3 1)戦略的な行政運営 2)デジタル化・AI化への対応 4)機能的な組織 5)広域行政

●関連計画・方針等

定員適正化計画、人材育成基本方針、DX推進方針実施計画

4 機能的な組織の整備

- ① 職員一人一人がその能力を十分に発揮できる環境を実現するため、多様で柔軟な働き方への対応を進めます。
- ② 急速に変化する社会情勢や多様な住民ニーズに対応するため、町を取り巻く現況を認識・理解し、コスト意識や経営感覚を持った職員を育成します。また、デジタルの活用について、政策や業務の企画段階から実務目線で関与し、業務の中で活用できる職員を育成します。

V 基本方針と具体的な取組

基本方針 2 効果的・効率的な行政運営

5 DXによる経営改革

- ① 事務作業、インフラ管理や防災対策などにおいて、AI※²⁰をはじめとする先端技術を活用し、職員の業務効率化を図ります。
- ② 住民が一つの手続にかかる時間や申請書を書く手間の短縮、職員の受付業務の簡略化などにより、住民にとってさらに利便性が高く、利用しやすく、頼りにされる役場窓口を目指します。また、住民サービスの向上に資するDXの推進を前提とした窓口開庁（受付）時間等を検討し、他業務の時間の確保や適正な労務管理が行えるよう取組を進めます。

6 広域行政等の推進等

- ① 近隣自治体や規模等が類似する自治体、同じ行政課題を有する自治体との連携により、多様化する住民ニーズへの対応、行政課題の解決に取り組めます。

※20 Artificial Intelligence(アーティフィシャル・インテリジェンス)の略称で、人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステムのこと。

V 基本方針と具体的な取組

基本方針 3 将来にわたり持続可能な行財政運営

●総合計画の位置付け

基本目標7 施策分野3 3)健全な財政運営と中期財政計画の適切な運用

施策分野4 1)既存施設の持続可能な維持管理 2)個別施設計画の整備・運用 3)PPP/PFI の活用、導入するための調査および研究

●関連計画・方針等

公共施設等総合管理計画、学校施設長寿命化計画(学校施設)、道路整備方針、町営住宅長寿命化計画、橋りょう長寿命化修繕計画、下水道維持管理計画、公共施設個別施設計画、PPP/PFI導入ガイドライン

7 公共施設マネジメントの推進

- ① 公共施設の適正な配置と効率的な管理運営を目指し、必要な住民サービスを確保した上での統合・除却等を検討します。また、耐用年数を超過する施設や設備の更新時期を見据え、事業量の平準化やライフサイクルコスト※21の最小化に努めます。
- ② 全ての施設を適切に運営し、維持管理するため、必要に応じて維持管理計画や実施方針等の見直しを図ります。
- ③ 町有施設の使用料について、物価高騰や人件費引き上げによる施設管理コストの増加に見合った受益者負担の適正化を図り、住民の理解を得ながら公平な負担となるよう、見直しに取り組みます。

※21 建物やインフラなどの施設が、企画・設計・建設されてから、日々の維持管理や修繕、最終的な解体・処分に至るまでに生涯で必要となる総費用のこと。

V 基本方針と具体的な取組

基本方針 3 将来にわたり持続可能な行財政運営

8 安定した財源の確保

- ① 各種手数料について、受益と負担の原則に基づきサービスコストに見合った受益者負担の適正化を図り、住民の理解を得ながら公平な負担となるよう、見直しに取り組みます。
- ② 歳出の削減を進めるとともに、ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツ※22を活用するなど、自主財源の確保に努めます。
- ③ 町税等の収納率の向上に努めるほか、自主財源の確保と財政健全化を図るため、国・県などの補助制度を最大限活用します。

9 事務事業の見直し

- ① 既存・同種事業の統廃合を検討し、限られた資源を有効に活用します。
- ② 統計データなど根拠に基づく事業の実施や効果検証を推進し、投入した資源に対して、より高い成果が期待できる施策を実現します。

※22 自治体が所有する施設等(体育館、ホール、陸上競技場など)に、企業名や商品名を冠した愛称を付けることができる権利

瑞穂町行政改革推進プラン 個別項目一覧

V 基本方針と具体的な取組

1 協働施策の展開等

No.	1-1	協働施策の展開等			担当課	全課(局・館)
取組内容	住民や団体等と町がそれぞれ自立し、対等な関係で互いに連携しながら問題や課題の解決を図ることができるよう、住民や活動団体、企業などと行政をつなぐコーディネートや事業活動への支援など、協働による施策を展開します。また、協働に対する職員の意識向上を図るとともに、地域に関する問題や課題、連携事例等の情報を庁内・外に発信し、共有します。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	展開等					

No.	1-2	包括連携協定事業の推進・拡充			担当課	全課(局・館)
取組内容		地域資源を活用し、活力ある地域社会を形成するため、生命保険会社、信用金庫、大学等との包括連携協定に基づく事業を推進します。また、新たな包括連携の可能性を模索し、幅広い企業や団体との連携を通じて、地域課題の解決に取り組みます。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		推進・拡充				

V 基本方針と具体的な取組

2 住民の声を反映する機会と情報発信力の強化

No.	2-1	住民の参加・参画機会の充実			担当課	デジタル推進課、関係各課
取組内容		町長への手紙などの広聴機能の充実や住民意見募集、説明会の実施など、広く住民の意見を聴く機会を設けます。また、オンライン参加やワークショップなど多様性・柔軟性のある参加方法の採用、審議会等における公募委員の積極的な登用など、多様な主体が参画しやすくなるよう環境づくりを充実させます。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		運用				
						

No.	2-2	多様な手段による情報発信力の強化			担当課	デジタル推進課、産業経済課、関係各課
取組内容	広報紙、ホームページ、SNS、メール配信、YouTubeなど、多様な広報媒体を適切に使い分け、住民目線で伝わる情報を発信します。また、受け取る側の視点を取り入れ、住民の関心を引き付けつつ、町をより身近に感じてもらえるような工夫を進めます。 観光情報やイベント情報については、公式キャラクターの親しみやすさを活用し、町を訪れたくなる魅力や楽しさを広く発信します。 さらに、職員自身も町への理解を一層深め、組織全体として効果的な情報発信に努めます。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	実施					

V 基本方針と具体的な取組

3 民間活力活用推進

No.	3-1	民間活力の活用				担当課	全課(局・館)
取組内容	多様な主体が持つアイデアやノウハウ、ネットワークを結集し、施設の効率的かつ効果的な管理・運営や行政課題の解決に資する新たな価値を創造するため、企業、団体、大学などと連携した事業の実施について検討します。また、更なる民間委託のほか、PPP/PFIなどの手法の活用を検討します。						
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度		
計画	検討						

V 基本方針と具体的な取組

4 機能的な組織の整備

No.	4-1	機能的な組織づくり			担当課	総務課、デジタル推進課
取組内容	新たに発生する行政課題に対し、男女問わず多様な視点で問題解決に取り組むため、女性管理職の登用を推進するとともに、テレワークや時差出勤など多様な働き方に対応した労働環境の整備を進め、組織の柔軟性向上と適正な体制づくりを図ります。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	推進					

No.	4-2	職員研修の充実とデジタル人材※23の育成			担当課	総務課、デジタル推進課、関係各課
取組内容	常にコスト意識と業務改善への主体性を持つ職員を育成するため、政策形成能力や問題解決能力を高める研修を充実させます。また、DXやデジタル技術に関する研修を実施し、政策や業務の企画段階からデジタル活用について実務目線で関与することができる人材の育成・確保に努めます。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	実施					

※23 ITやデジタル技術を活用して、行政業務の効率化(DX)や住民サービスの向上、地域課題の解決などを主導・実践できる知識やスキルを持った人材のこと。

V 基本方針と具体的な取組

5 DXによる経営改革

No.	5-1	行政手続・窓口サービスの利便性向上				担当課	デジタル推進課、住民課、税務課、福祉課、子育て応援課、高齢者福祉課、会計課
	取組内容	オンライン申請などデジタルツールの活用、公金収納におけるキャッシュレス決済の推進、ワンストップサービス※24を提供できる体制の構築など、行政手続や窓口サービスの利便性向上につながる手法を検討し、実施します。					
	取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
	計画	検討・実施					

No.	5-2	A I 等の利活用				担当課	全課(局・館)
	取組内容	インフラ管理や防災対策などのほか、事務の作業効率を向上させるため、AIをはじめとした先端技術について、効果やリスクを考慮した上で、利活用します。あわせて、職員に対するAIリテラシー※25の定着を図ります。					
	取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
	計画	利活用					

※24 複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、1か所でまとめて提供すること。行政で言えば窓口を一本化すること。

※25 AI(人工知能)の仕組みや特性、限界を正しく理解し、業務等において適切かつ効果的に使いこなすとともに、情報漏洩や著作権侵害などのリスクを認識して回避・制御できる能力のこと。

V 基本方針と具体的な取組

5 DXによる経営改革

No.	5-3	既存業務や業務フローの見直し			担当課	全課(局・館)
取組内容		DXの推進による住民の利便性向上と職員の業務効率化の両方を実現するため、紙による申請などアナログ手法を含む既存業務・業務フローの見直しに取り組みます。また、窓口開庁(受付)時間等について、業務実態を調査分析し、課題を整理の上、町の実情に合わせた開庁時間の設定を研究します。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		研究・実施				

No.	5-4	マイナンバーカードの利活用促進			担当課	関係各課
取組内容	マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ交付や子育て関係手続を初めとするマイナポータル※ ² ⁶ によるオンライン申請の拡大やマイナンバーカードの利活用方法については、制度改正等に対応します。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	対応					

※26 マイナンバーカードを利用して、どこでも行政手続ができるようにした仕組みのこと。

V 基本方針と具体的な取組

6 広域行政等の推進等

No.	6-1	広域行政の推進と新たな連携の検討			担当課	企画政策課、関係各課
取組内容		既存の広域行政を堅持しつつ、西多摩広域行政圏協議会の構成自治体や分野ごとに関連する関係自治体とより一層連携を図ります。また、自治体間の新たな連携の可能性について検討します。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		連携・検討				

7 公共施設マネジメントの推進

No.	7-1	公共施設の計画的な管理と集約化等の検討・推進				担当課	企画政策課、関係各課
取組内容		耐用年数を超過する施設や設備の更新時期を見据えた、計画的な保全(点検、改修等)を行います。また、行政改革推進本部会議を中心に、施設の性能やサービスの評価を踏まえた施設ごとの保全・再編(統合・除却等)の方向性を定め、公共施設個別施設計画の進捗管理を行います。					
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画 (企画政策課)		公共施設マネジメントの推進					
計画 (関係課)		施設分類ごとの維持管理等					

V 基本方針と具体的な取組

7 公共施設マネジメントの推進

No.	7-2	施設使用料※27の見直し			担当課	企画政策課、関係各課
取組内容	受益者負担の適正化の観点から、社会情勢や近隣自治体の動向を踏まえ、積算根拠を明確にした施設使用料の見直しを行うことで、適正な歳入の確保に努めます。また、負担の公平性と透明性を確保するため、施設使用料の見直しに係る方針を定めます。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	検討			見直し方針策定	実施	

8 安定した財源の確保

No.	8-1	手数料※28の見直し			担当課	企画政策課、関係各課
取組内容		受益者負担の適正化の観点から、社会情勢をはじめ、国や東京都、近隣自治体の動向を踏まえ、積算根拠を明確にした手数料の見直しを行います。また、負担の公平性と透明性を確保するため、手数料の見直しに係る方針を定めます。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		検討			見直し方針策定	実施

※27 行政財産の目的外使用又は公の施設の使用の対価として、その利益を受ける者から徴収するもの(地方自治法第225条)

※28 住民票や戸籍などの自治体の特定の行政サービスを受ける者から徴収するもの(地方自治法第227条)

V 基本方針と具体的な取組

8 安定した財源の確保

No.	8-2	新たな財源の確保			担当課	全課(局・館)
取組内容	ふるさと納税、クラウドファンディング、ネーミングライツなどの税外収入の獲得事例について研究し、新たな財源の確保に努めます。					
取組年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
計画	研究・実施					

No.	8-3	国や都などの補助金獲得			担当課	全課(局・館)
取組内容		新規事業や既存事業の見直しの際には、国や都だけでなく、民間団体が実施する補助金も積極的に活用し、財政負担を軽減します。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		活用				

V 基本方針と具体的な取組

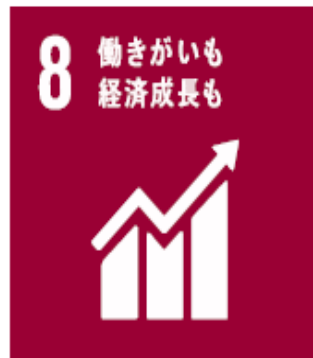
9 事務事業の見直し

No.	9-1	成果を重視した事業実施			担当課	全課(局・館)
取組内容		事務事業を行うにあたり、ヒト・モノなど限られた経営資源を有効活用するため、事務事業の見直しを行います。また、政策目的を明確化した上で効果的な施策や事業を検討・実施するため、統計データの活用など根拠に基づく事業の実施や効果の検証の取組を推進します。				
取組年度		8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
計画		検討				

SDGsと行政改革推進プランとの関係

●SDGs ※29 の位置付け

2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGsは、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、わが国では経済、社会及び環境を巡る広範な課題に対して統合的に取り組むこととしています。そのため、SDGsの理念による政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できます。第5次瑞穂町長期総合計画後期基本計画で掲げた将来都市像の達成に向けて、SDGsの視点と行政改革推進プランの項目を一体的に取り組むこととします。



※29 Sustainable Development Goals(サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)の略称で、持続可能な開発目標のこと。国際連合の加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた国際目標。貧困対策など、取り組むべき17のゴール(目標)・169のターゲット(方向性)から構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

瑞穂町行政改革推進プラン
令和8年10月

発行：瑞穂町
〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地
TEL042-557-0501(代) 042-557-7468(直)
企画・編集：企画部企画政策課